

## 奈良県告示第二百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び五條市都市整備部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

種類及び名称	都市計画の変更に係る土地の区域
大和都市計画道路 三・五・九六〇号	五條市五條一丁目及び須恵一丁目
大川橋線	